

かごしま空港36カントリークラブ 乗用カート利用約款

<p>第1条 (本約款の目的) 本約款は、当ゴルフ場の乗用カート（以下『カート』と称します）の利用に関する基準を定め、もって施設利用者及び従業員の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期す事を目的とします。</p> <p>第2条 (本約款の遵守) カートの運転者（以下『運転者』と称します）は、当該カートの同乗者（以下『同乗者』と称し、運転者及び同乗者を総称して『利用者』と称します）は、カート利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。</p> <p>第3条 (利用の申込) カート利用の申し込みは、プレイ予約において乗用カートの申込みをして頂きます。</p> <p>第4条 (運転等の制限) 1. カートはゴルフ場施設外では、利用運行することは出来ません。 2. 当クラブは、電磁誘導・自走の両方を併用しておりますので、指示に従って走行して下さい。 3. カートの走行方法は、スタート室において指示された方法にて走行して下さい。</p> <p>第5条 (運転者の資格) 1. 運転者は、運転免許を有する方に限ります。 2. 次の事由ある方は、運転者になることは出来ません。 (イ) 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方 (ロ) 酗釈、その他の事由で、正常な運転ができない方</p> <p>第6条 (運行責任者) 1. 運転者は、当該カートの運行責任者となります。 2. カートの移動又は、停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は、運転者（運転者が複数の場合は、運転担当者・以下同様）の責任において行って下さい。</p> <p>第7条 (安全運転義務) 運転担当者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。</p> <p>第8条 (運転中の注意) 運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。 1. 走行の際の注意事項 (1) カートの選定及び運転開始は、係員の指示に従って下さい。 (2) 運転開始に際し、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。 (3) 発進は、必ず他の同乗者が着座したことを確認して下さい。 2. 走行の際の注意事項 (1) カート走行に際し、走行場所、走行方向などの指示があるときは、これに従って運転して下さい。 (2) 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所を通行する場合、予め減速の上、低速で走行しつつ必要に応じて、他の利用者に声をかけるなどして注意を促して下さい。 (3) リモコン走行の場合、無人カート状態で目視できない場所への送りはしないで下さい。 3. 停車の際の注意事項 (1) カートは、斜面その他不安定な場所、あるいは打球の当る可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。 (2) カートを離れる時は、必ず他の利用者の降車を確認の上、駐車装置（パーキングブレーキ）を確実にかけて下さい。 (3) カートの利用を終了する場合（ハーフ休憩も含む）必ず係員の指示に従い駐車して下さい。</p>	<p>第9条 (同乗者等の注意事項) 運転者以外の同乗者はカート利用に際し、次の事項を遵守して下さい。 1. カート走行装置（電源・ハンドル・停止・駐車装置など）には、手を触れないで下さい。 2. カート走行中（発進・起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・転落等の危険を伴うような場所）は、必ず把持部分（アームレスト・アシストグリップなど）に掴まって下さい。 3. カート走行中は、カートから身体・衣服・用具がはみ出さないように留意して下さい。 4. カートの乗車はカート定員を守って下さい。</p> <p>第10条 (利用の中止など) 利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき運転を禁止し、カートの利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただく場合があります。 1. 運転者に運転の資格がないことが判明した場合 2. 利用者に、本約款あるいは、クラブ規約その他に反する行為があったとき</p> <p>第11条 (貴重品及び携帯品等の責任) ゴルフ用品を含む携帯品及び携帯品の管理は自己責任となります。破損・盗難等が発生した場合、当クラブは責任を負いかねます。</p> <p>第12条 (事故の場合の連絡) 利用者は、プレイ中の事故又はカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合、プレイを中止し、直ちに最寄りの茶店、もしくはマスター室にその旨を連絡しなければなりません。</p> <p>第13条 (事故の場合の責任等) 1. 運転者が、カートの運行に際し、故意または過失により、人身に危害を及ぼしあるいは施設（カート・その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下『カート事故』という）を起こした場合には、被害者に対し、当該事故により生じた損害を賠償していただきます。 2. 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カートの様態に応じ運転者と連帶して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。 3. 同乗者が、カート事故の被害者になった場合において当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により、免責されることがあります。 4. 当ゴルフ場は、本約款に反する行為があったカート事故による人的、物的損害について一切その責任は負いません。</p>
--	--